

昭和二十五年政令第三十一号

私立学校法施行令

内閣は、私立学校法（昭和二十四年法律第二十...）

第一条

私立学校法（以下「法」という。）第二...

第二条

前二号に掲げる者と婚姻の届出をしてい...

第三条

前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる...

第四条

当該学校法人の設立者が法人である場合...

第五条

当該学校法人の設立者が法人である場合...

第六条

当該学校法人の設立者が法人である場合...

第七条

当該学校法人の設立者が法人である場合...

第三条

法の規定に基づき文部科学大臣に対し...

第四条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第五条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第六条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第七条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第八条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第九条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第十条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第十一条

都道府県知事は、次に掲げる場合におい...

第一条

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が...

第二条

合併の当事者の一方又は双方が文部科学...

第三条

都道府県知事は、前項の台帳の記載事項...

第四条

都道府県知事は、前項の台帳の記載事項...

第五条

都道府県知事は、前項の台帳の記載事項...

第六条

都道府県知事は、その所轄に属する学校...

第七条

都道府県知事は、その所轄に属する学校...

第八条

都道府県知事は、その所轄に属する学校...

第九条

都道府県知事は、その所轄に属する学校...

附則

昭和二十八年九月二五日政令第二...

附則

昭和三十三年一月五日政令第二...

附則

昭和三十三年三月二三日政令第二...

附則

昭和三十三年四月一日から施行する。

附則

昭和三十三年四月一日から施行する。

附則

昭和三十三年四月一日から施行する。

附則

昭和三十三年四月一日から施行する。

附則

昭和三十三年四月一日から施行する。

附則

昭和三十三年四月一日から施行する。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。  
第十五条 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則 (昭和四五年六月二九日政令第二〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年八月一日政令第二五一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年二月二七日政令第三八一号)

この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十一年一月十一日)から施行する。

附 則 (昭和五一年三月三〇日政令第四二号)

この政令は、私立学校振興助成法の施行の日(昭和五十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年二月一六日政令第四二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月二六日政令第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月九日政令第二二六号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一八日政令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二六年二月二四日政令第四二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年九月一日政令第九七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。